

令和 6 年度（2024 年度）豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年記念事業
50 周年記念冊子制作業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務の目的

令和 6 年（2024 年）11 月 3 日に豊中市と沖縄市が兄弟都市を提携して 50 周年を迎える。これまで、様々な分野で市民間交流や行政間交流を実施し、親交深めてきた。

本業務は、豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年を機に、兄弟都市提携の経緯及び交流のあゆみを記録、顕彰するため、豊中市及び沖縄市の共同で 50 周年記念冊子を制作することで、これからの兄弟都市交流のあり方を共に考え、未来へつなぐことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和 6 年度（2024 年度）豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年記念事業
50 周年記念冊子制作業務

(2) 業務内容

別紙「令和 6 年度（2024 年度）豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年記念事業 50 周年記念冊子制作業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年（2024 年）12 月 31 日まで。

(4) 予算額

委託料の上限額：5,346,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※別途契約締結にかかる交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約するものではない。

(5) 三者契約

第一優先交渉権者は豊中市、沖縄市と三者契約を交わすことで、本業務の受託者となる。

3. 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 令和 6 年度豊中市入札参加資格を有すること。

(3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 22 年 5 月 1 日制定）の規定による参加停止の措置を受けていないこと。

(5) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係

者をいう。以下同じ。)に該当しないこと

- (6) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (8) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (11) 過去 10 年間に於いて、労働関係法令等違反による官公署からの摘発又は勧告等を受けていないこと。

4. 日程

	第一次審査がある場合 (応募者が5者以上の場 合)	第一次審査がない場合 (応募者が5者未満の場 合)
実施要領の公表	4月26日(金)	
質問事項の締め切り	5月1日(水)午後5時まで(必着)	
質問事項への回答	5月7日(火)	
企画提案書の提出期限	5月14日(火)午後5時まで(必着)	
第一次審査結果の通知予定日	5月21日(火)	5月17日(金)
提案への質問事項送付	5月22日(水)	
質問事項への回答期限	5月24日(金)	
第二次審査 (プレゼンテーション)	5月29日(水)	
第二次審査結果の通知予定日	5月30日(木)	
委託契約の締結予定日	6月上旬	

※いずれも、令和6年(2024年)。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知する。

5. 応募書類

(1) 応募書類(形式は、A4判縦またはA3判片袖折り・左端綴)

NO.	提出書類	留意事項(※)	様式
1	参加表明書	正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式1
2	業務経歴書	これまで5年以内に他自治体において同様の業務を請け負った実績について記載すること。	様式2
3	統括責任者及び 担当者の業務実	「専門分野」欄には、本業務に関する分野における専門分野を記入すること。	様式3

	績調書	「参画した主要業務の概要と担当した分野」欄には、過去に参画した業務内容と担当した分野を記入すること。	
4	処分歴等の確認書	公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書を確認すること。	様式4
5	企画提案書	・別紙「提案課題」の「6. サンプル誌」を除く、同課題の1～5について両面10枚以内での企画提案を求める ・企画提案事項については、イラスト、イメージ等の使用も可とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること	任意
6	見積書・内訳書	・見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。 ・正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	任意
7	団体の概要書	連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）は必ず記載すること。	任意

(2) 提出部数

- ・各正本1部、副本1部

※上記応募書類のデータを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚を併せて提出すること

6. 応募書類の提出

(1) 提出先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 都市ブランド推進係（第一庁舎5階）

TEL:06-6858-3201

(2) 提出方法：持参又は郵送

- ・持参の場合：月～金曜日（午前9時から午後5時まで）

(3) 提出期限：令和6年（2024年）5月14日（火）午後5時（必着）

7. 応募書類の取り扱い

- (1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、第一優先交渉権者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された応募書類等は返却しない。
- (4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。
- (5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認すること。

8. 質疑対応

質問がある場合は、「質問書」（様式5）をメールで事務局あてに提出すること。

- ・提出先アドレス：toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp
- ・提出期限：令和6年（2024年）5月1日（水）午後5時（必着）
 なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和6年（2024年）5月7日（火）に、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお電話等メール以外の方法で質問は受付けない。

9. 選定方法

(1) 審査方法

豊中市職員で構成する審査委員会において、企画提案書、見積金額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、第一優先交渉権者を選考する。

〈1〉第一次審査

- ①応募事業者が5者以上の場合、提出書類の内容を踏まえて採点を行い、合計得点により順位を決定し、上位4者により第二次審査を行う。第一次審査がない場合は、その旨の通知を令和6年（2024年）5月17日（金）に全応募者あてに通知する。
- ②第一次審査通過者には、その旨と第二次審査（プレゼンテーション）の案内、その他の応募者には選考外となった旨を令和6年（2024年）5月21日（火）に通知する。

〈2〉第二次審査

- ①第二次審査は、提案書及び提出書類に基づくプレゼンテーションを行う。提案内容について質問事項等がある場合はメールでその内容を通知し、応募者からの回答も踏まえ、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。ただし、合計得点の最も多い提案者が複数であった場合は、審査委員の多数決によって第一優先交渉権者を決定する。

(2) 審査の実施

- ・提出書類およびプレゼンテーションの内容に基づき、審査を実施する。
- ・第二次審査でパワーポイント等を使用する場合は開催日前日までに申告し、必要な機材は提案者が用意する（プロジェクター、スクリーン、電源は市が用意する）。
- ・第二次審査の時間は20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）程度とする。
- ・第二次審査のプレゼンテーションは、本業務に携わる担当者（統括責任者を含む、3名以内）が行うものとする。

(3) 審査項目

評価項目		採点
提案内容	① 兄弟都市 50 周年記念冊子という性格に沿った業務実施方針となっているか。	10 点
	② 視覚的に伝わるサンプル誌となっているか。	30 点
	③ 工夫された自由提案となっているか。	20 点

	④ 制作過程の効率化・省力化が図られているか	10 点
実施体制	・業務を遂行できる人員・組織体制があるか ・セキュリティは確保されているか ・スケジュールは妥当か	10 点
業務実績	・類似業務の実績があるか	10 点
費用	・積算額は必要最低限に抑えられているか	10 点
減点評価	・公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等	-10 点
計		100 点

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和 6 年（2024 年）5 月 30 日（木）にメールと郵便にて通知する。
 なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続を経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものでない。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、豊中市のホームページ等により公表する。

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (7) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (9) 一団体に複数の提案をした場合
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (13) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (14) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

1 1. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、豊中市、沖縄市と協議のうえ業務内容を確定し、令和 6 年（2024 年）6 月中旬の契約締結を目途に、豊中市および沖縄市と契約手続を行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。また、契約内容及び仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、「豊中市財務規則」に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

1 2. 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な複製を作成する必要がある。
- (3) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報を含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報を含む。）を含め、沖縄市に情報を共有する場合がある。
- (5) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (6) 提出書類に記載された担当者等は、豊中市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することができない。
- (7) 本プロポーザル方式の応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。
- (8) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

1 3. 応募・質問等の問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 都市ブランド推進係

TEL : 06-6858-3201

FAX : 06-6858-3684

Mail : toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp